

議案第12号

つくばみらい市都市公園条例の一部を改正する条例

つくばみらい市都市公園条例（平成18年つくばみらい市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第1条の5の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第1条の6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第22条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月28日提出

つくばみらい市長 片 庭 正 雄 

提案理由

都市公園法等の一部が改正されたことに伴い、文言の整理及び都市公園の運動施設率の設定を行うため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市都市公園条例(平成18年つくばみらい市条例第96号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(公園施設に関する制限)</p> <p>第1条の6 <u>令第8条第1項</u>の条例で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>第22条 <u>法第5条の11</u>の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前2条の規定の適用については、市長とみなす。</p>	<p>(新設)</p> <p>第22条 <u>法第5条の3</u>の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前2条の規定の適用については、市長とみなす。</p>